

ご結婚式の音楽について

ご結婚式のパーティBGMや映像に入れる楽曲は、すべて「著作権」「著作隣接権」に関わります

著作権

知的財産権のひとつで、著作物を利用しようとする人に著作権者が利用を認める(許諾)、または禁止できる権利のこと

著作隣接権

演出家・レコード会社・放送事業者などに認められる著作権に準ずる権利で、録音・録画・複製などを専有しうる権利のこと



著作権・著作隣接権を侵害すると、**10年以下の懲役または1000万円以下の罰金**、**もしくはその両方**が科せられる可能性があります。【複製の行為者】として会場だけではなく制作した本人等関わった方全てが罰則の対象となります。許諾申請の確認が取れない複製CDやご自作映像については、お預りいたしかねます旨ご了承くださいませ。

▼映像でのご案内



1

ご披露宴のBGM

ご披露宴のBGMには「著作権」が関わります



当会場はJASRACと包括契約しているため、原盤CDをご購入いただき、当会場へお持込みいただければお好きな曲を流すことができます。

※原盤CD = 一般向けに発売するために制作された音源が、レコード会社などにより収録されているディスク

2

ご披露宴の撮影

ご披露宴の撮影では、「著作権」と「著作隣接権」が関わります



ご披露宴を撮影する際に、**当日のBGMもそのまま収録したい**シーンがある場合、許可なく収録することは違法となります。

(ゲストやおふたりの、SNS投稿・動画サイトでの配信等も同様です)
ご希望の場合は、お打合せにてご相談ください。

ご披露宴の音楽についてよくあるご質問

Q

iTunesで購入した曲やレンタルCDは再生してもらえますか？

A

iTunesやレンタルCDの楽曲は個人使用のみ許可されており、ご披露宴中の使用は違法です。
原盤CDをご用意ください。中古・レンタル落ちCDなども正規にご購入されたものであれば再生可能です。

Q

シーンによって、再生する箇所を指定する（サビから再生等）ことはできますか？

A

CD原盤の再生はオペレーターの手作業となりますので、基本的に曲の最初から再生となります。
円滑なパーティ進行のため、シーンやご希望によって可・不可を判断させていただきます。

Q

新郎新婦やゲストが、楽器演奏や歌を披露したい場合はどうしたらいいですか？

A

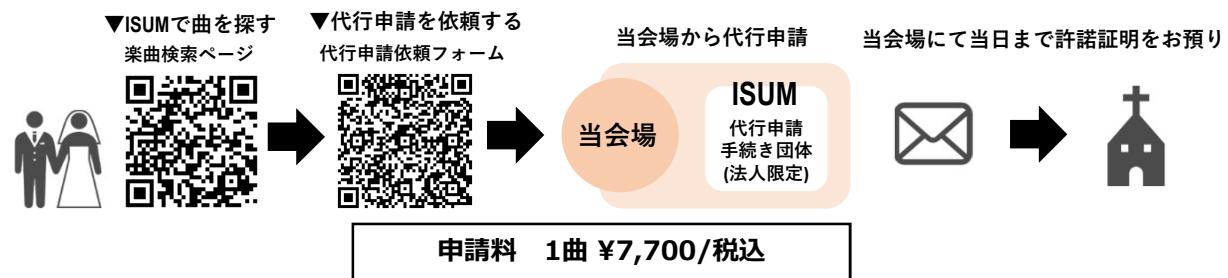
著作権を有する楽曲は、ご購入された楽譜をお持ちいただければご披露が可能です。
ご披露シーンを曲も含めて映像商品に残したい場合は、お打合せてご相談ください。

3 映像に入れる音楽について

著作権を有する楽曲をご自作の映像に使用（複製）したり、CDにダビングする場合は、必ず著作権・著作隣接権の申請が必要です。

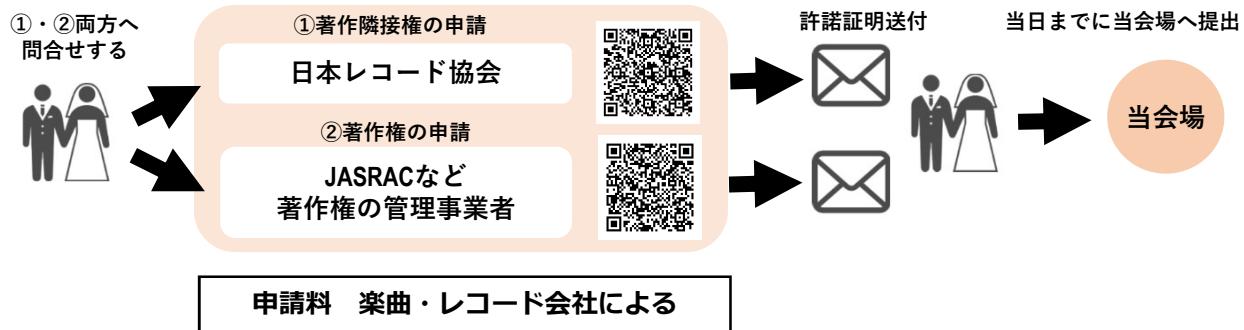
1. 当会場で代行申請

申請団体ISUMに希望曲があれば代行申請が可能です。



2. 個人で申請

ISUMで希望曲が見つからない場合は個人で申請をお願いします。



ご余興などゲストに楽曲入りの映像を作成いただく場合も、上記1か2の手順となります。
おふたりが作成する／ゲストが作成する いずれの場合も、2週間前までに当会場へ詳細をご連絡ください。
映像作成については他にも注意点がございます。別紙「自作映像のご案内」を必ずご確認くださいませ。

映像に入れる音楽についてよくあるご質問



配信限定の曲は、披露宴中や自作映像に使えますか？



A ISUMで、ご希望曲に「配信限定」と記載されたものがあるかをご確認ください。
あればISUM代行申請がご利用可能です。無い場合は、ご自身にて配信元レベルへお問合せください。



ISUMに曲が無く個人申請も断られてしまいました…ほんの数分の使用なのですが、再生してもらえますか？



A 許諾申請が無い楽曲の無断使用は違法のため、いかなる理由があっても再生することができません。
お手数ですが、許諾申請可能な楽曲、または著作権フリーの音源で再度作成をお願いいたします。



複数の曲を使う場合や、同じ曲を違う映像で使う場合、申請料はどうなりますか？



A 複数の楽曲を1つの映像に使用する場合、1曲の申請料×使用する曲数の申請料が必要です。
また、同じ楽曲を複数の映像に使用する場合も、1曲の申請料×使用する映像数の申請料が必要です。
(申請料は「複製」にかかるご料金のため)